

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子父子寡婦福祉資金システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、システム操作記録の保存、業務端末での記録媒体使用制限等の措置を講じている。母子父子寡婦福祉資金システムの維持管理業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

## 評価実施機関名

栃木県知事

## 公表日

令和6年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立とその扶養する児童の福祉の増進を図るために各種資金の貸付を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li> <li>①資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>②償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一43の項</li> <li>・主務省令第34条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第8号 別表第二</li> <li>・情報照会の根拠 63の項</li> <li>・情報提供の根拠 26の項、30の項、87の項</li> <li>○主務省令</li> <li>・事務 第34条</li> <li>・情報 第19条、第44条</li> <li>※番号法別表第二30の項に係る主務省令は未制定。</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部こども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎本館5階 栃木県保健福祉部こども政策課(028-623-3061)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎本館5階 栃木県保健福祉部こども政策課(028-623-3061)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども政策課長 小竹 欣男	こども政策課長 阿久澤 真理	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 63の項 ・情報提供の根拠 26の項、30の項、87の項 ○主務省令 ・事務 第34条 ・情報 第19条第1号ト、同条第2号から第5号まで、 第44条第1号ト、同条第2号から第5号まで ※番号法別表第二30の項に係る主務省令は未制定。	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 63の項 ・情報提供の根拠 26の項、30の項、87の項 ○主務省令 ・事務 第34条 ・情報 第19条第1号ト、同条第2号から第6号まで、 第44条第1号ト、同条第2号から第6号まで ※番号法別表第二30の項に係る主務省令は未制定。	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども政策課長 阿久澤 真理	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月5日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月5日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 63の項 ・情報提供の根拠 26の項、30の項、87の項 略	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 63の項 ・情報提供の根拠 26の項、30の項、87の項 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	母子父子寡婦福祉資金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○主務省令 ・事務 第34条 ・情報 第19条第1号ト、同条第2号から第6号まで、 第44条第1号ト、同条第2号から第6号まで ※番号法別表第二30の項に係る主務省令は未制定。	○主務省令 ・事務 第34条 ・情報 第19条、第44条 ※番号法別表第二30の項に係る主務省令は未制定。	事後	評価書の見直しに係る修正